

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

知財人材問題を考える

ミニ特集

ミニ特集「知財人材問題を考える」の企画にあたって

会誌広報委員会*

2003年の知的財産戦略本部創設以来、知財立国に向けた様々な法制度整備が行われており、知財をめぐる環境は劇的に変化しています。

知財を取り扱う「人材」の問題についても、知的財産推進計画で毎年なんらかの言及がなされています。最近では、知的財産戦略本部知的創造サイクル専門調査会で「知的財産人材育成総合戦略」(2006年1月)がまとめられ、また、総合科学技術会議の「知的財産戦略について」(2006年5月)でも「IV. 知的財産関連人材の育成・確保」として人材問題が取り上げられるなど、議論が活発になってきています。

しかしながら、これらは国家的視点から見た知的財産をめぐる問題としての「人材」の問題を取り上げるものであって、これを受けて我々企業としては、具体的にどういった対策を取って行くべきか、さらに踏み込んだ検討が必要になってくると思われます。

以上のような背景から、もっと企業に近い視点で、知財人材問題についての具体的な情報を提供し、皆様が検討を進める上で参考になればと思い、ミニ特集「知財人材問題を考える」を企画し、各界の専門家や会員企業に執筆を依頼しました。

以下に、ご寄稿いただいた論文を順を追って説明します。

①「企業における知財人材育成」

会員企業における人材問題について、トヨタ自動車株式会社知的財産部部長 江崎研司氏に

執筆をお願いしました。

企業の知的財産活動を支えるのは「人」であるとの思想に基づき、知的財産活動を、創造、保護、活用の3つのフェーズにわけ、それぞれのフェーズで必要な人材の育成方法について実践例をあげて説明されています。

②「知的財産権の行使と求められる人材の育成について」

最も不足していると言われる活用のフェーズにおける人材問題について、竹田稔法律事務所 所長、弁護士・弁理士、慶應義塾大学法科大学院客員教授の竹田稔氏に執筆をお願いしました。

ライセンスや訴訟の場面で求められる人材について豊富な経験に裏付けられた情報を提供いただいております。特にこのフェーズで有用な人材は、企業が自前で育成する事も重要ですが、社外教育の活用や、技術に強い法曹の登用もその解決策たり得るとも示唆されています。

③「知的財産教育による人材育成と大学 — 企業人等へのメッセージ」

国内の大学における知財教育の現状について、中央大学法学部特任教授の外川英明氏に執筆をお願いしました。

企業が自前で人材を調達、育成することには自ずと限界が訪れます。そういった意味で、大学には、単に人材の供給に止まらず育成の一翼も担っていただく必要があります。大学におけ

* Publication and Public Affairs Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

る知的財産教育の現状を知ることにより、企業と大学が共栄を図る上での参考となるのではないのでしょうか。

④「国際化する知財活動に適応する知財人材育成」

国際的な知財活動を担う人材を育成するという観点から、ワシントン大学ロースクール教授、同ロースクール知的財産研究センター（CAS-RIP）所長、知的財産権法及び政策LL.M.プログラム副所長；早稲田大学大学院法務研究科客員教授の竹中俊子氏に執筆をお願いしました。

日本の法科大学院における教育の限界を米国法曹教育や新司法試験に関連して言及しています。司法試験受験者に最も大きく影響を与える問題ですが、企業における国際的な人材育成という観点で、十分社内教育に取り込んで行ける情報を開示いただいているのではないのでしょうか。

⑤「大学における知的財産活動と人材問題」
大学知的財産本部における知財人材問題について金沢大学知的財産本部長、共同研究センター教授の吉国信雄氏に執筆をお願いしました。

大学の知的財産本部は、企業の知財部に相当する組織でしょうか。大学でも企業同様に人材の問題を抱えている様子が垣間見えます。大学の知的財産本部の現状を知ることにより、TLOと企業がお互いの理解を更に深め、産学連携を推進する一助になれば幸いです。

最後に、本ミニ特集企画の趣旨にご賛同いただき、ご多忙中にもかかわらず執筆していただいた執筆者各位、並びに、企画の進行にあたり種々のアドバイス、ご尽力、ご協力をいただいた各方面の方々に、篤く御礼申し上げます。

尚、本企画に関する各原稿の脱稿後、経済産業省・知的財産推進室より「知財スキル標準（IPSS）」が公表されました。

